高知県における定置漁業の現状と今後の方向性

高知大学 人文学部 教授　緒方賢一

1　定置漁業の概要

高知県の漁業といえば、郷土料理のたたきの材料であるカツオの一本釣り漁が有名であるが、土佐湾沖を黒潮が流れている関係で、西部の足摺岬や東部の室戸岬周辺でブリ、アジその他雑多な魚種を定置網で漁獲する定置漁業も盛んである。その多くは「村張り」といって、漁業集落民が共同出資した「大敷組合」などと呼ばれる組織によって営まれている。

定置漁業は、大敷網とも呼ばれる大型の定置網を敷設し、海流にのってやってくる魚を網の奥に誘い込んでとる沿岸漁業で、漁業法上の定置漁業権を免許された者だけが行うことができる。

定置漁業権は、網を張る沖合の地元にあたる地区の漁業者等に免許されるが、地元漁民７名以上が組合員、社員又は株主となっている法人(漁業協同組合や株式非公開の株式会社等)等に優先的に免許される。

定置漁業は、魚を漁獲する船が２艘１組であったり、網を張りかえたりするのに人手が多く必要であるため、ほかの漁業権漁業と比べて規模が大きい。多くの人数を必要とし、設備投資にもかなりの資金が必要であるが、漁獲高はその分大きくなる。一般的に網を周年かそれに近い形で長期に渡って敷設し、毎日水揚げ作業を行うので漁獲が安定し、参加する漁師に収入の安定をもたらす。共同で作業をするため初心者でも参加しやすく、Ｕターンや Ｉターンの受け入れ先にもなる。山間部での「限界集落」化現象と同様に、人口流出が止まらず、過疎化、高齢化が進行している沿岸地域にとって、定置漁業は、雇用を生み出し、関連産業を育み、地域経済を支える存在となっている。

2　2013年に発生した定置網流失・破損

2013年10月末に、室戸市の沖合で各地の大敷組合が仕掛けていた定置網４基が流失したり破損したりする被害が発生し、11月にこれが報道され明らかになった(11月16日高知新聞)。被害は突発的に潮流が速くなる急潮によるもので、被害総額は数億円に上る見込みとされた。

定置漁業権は５年ごとに更新が行われ、最近は2013年に一斉更新があったが、高知県では33件が免許され、そのうち26件が大敷組合による「村張り」であった。村張りは明治漁業法の時代から行われており、かつては集落の総力を結集して営む一大事業であった。混住化が進み、かつてほど漁業の位置づけが重くなくなっている地域も多くなっているが、村張りの地元地区では、依然として漁業が集落の基盤であり、大敷組合が集落の漁業を支えているという構造がある。地域の経済発展の要という側面と、地域生活の維持の核という側面を、それぞれの大敷組合が程度の差はあれ両方持っており、定置網の流失・破損被害は、地域経済にとっても大打撃であった。

3　漁業権免許制度とその実態

1949年に、明治漁業法にかわって制定された現行漁業法は、それまでの多くの漁村にあった網元による支配といった半封建的身分秩序を否定し、漁業協同組合を中心に実際に漁業に従事する者のみに漁業権を与え、漁村の

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

民主化と公正な競争による漁業の経済的発展を促した。今日でもこの原則は変わらず、従って定置漁業権も、漁民が中心となった法人に優先的に与えられている。

ところで、高知県内の大敷組合はすべて任意団体である。漁業の経済的発展を促進するために1962年に漁業法が改正された際、当面の間任意団体にも法人と同様に漁業権を与えるという附則があったが、その附則も2001年改正で削除され、今日では任意団体が優先される法的根拠は完全に失われている。にもかかわらず、2013年にも大敷組合への免許は滞りなくなされている。

2013年の漁業権更新前に、筆者は県内のいくつかの大敷組合を訪問し、実態調査を行った。調査対象の大敷組合はいずれも法人格はなく、組合長等の話によれば法人化する予定もないとのことであった。多くは半世紀以上の歴史があり、法人格はなくとも地元にはっきりと団体として認知され、地域の信頼を得て活動しており、法人化の必要はない、という見解が多かった。その一方で、どの地元集落も過疎化、高齢化が顕著であり、出資者やその相続人が他出して出資者としての資格要件を満たさなくなったり、作業に従事する人手が足りずに近隣から応援を頼んだりといった例もあり、共同出資、共同出役の原則が相当変容してきている実態もあった。現行法が求める要件に大敷組合の実情が合わず、法人化しようにもできないのではないか、とみてとることもできた。

4　大敷組合の法人化

大敷組合による定置漁業を、地域経済を支える産業として捉え、その経済的成長を促していくのであれば、法人化を促進して経営の合理化を図ることが今後の課題である。実際、2013年に被害を受けた大敷組合のうちの一つは、2014年10月に３億円近い再建資金を確保し操業を再開したが、再開に合わせて株式会社化している（11月10日高知新聞）。経営上の危機を乗り切るためには信用力の強化や経営の合理化が必要であり、法人化はその端緒である。

一方で、従来の大敷組合経営の村張り定置も継続して行われている。あえて法人化しないのか、法人化したくてもできないのか、それぞれの大敷組合で様々な事情があり、外部からその内実を伺い知ることはできないが、法社会学を研究している筆者としては、免許更新の際の優先順位がなくても依然として地域の信頼を得て存続し続けているという事実を重く受け止め、任意団体のまま存続していること自体を評価したい。

法が求める要件を満たして法人化することで得られる利益や経営の合理化よりも、長年親しんできた伝統的なやり方が生み出す安心感や安定性のほうが大事、という判断があってよいのではないか。発展よりも維持が差し迫った課題と認識される地域では、損益ではなく事業の継続性や存在自体が重要であり、失われては困るものなのである。もちろん、だからといって現状を無条件に追認してよい、ということではない。大敷組合が大敷組合として存続し続けるためには、地域内での信頼ばかりでなく、社会一般の信頼を得ていくことが今後の課題となる。そのために大敷組合は自身が何をすべきか考えるべきであるし、行政ほか、周囲がどういった支援ができるか、検討しておく必要がありそうである。

＜参考文献＞

・緒方賢一（2014）「漁業権の今日的ありかた－高知県を素材として」『農業法研究』49号

（おがた　けんいち）